平成２３年（フ）第８８号
京都府宇治市木幡御蔵山39番地の1003
債務者　前岡　　努
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　繁一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
京都市左京区下鴨泉川町58番地26、前住所京都市左京区下鴨蓼倉町71番地６
債務者　小坂　丈至
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　信子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
京都市上京区椹木町通衣棚西入今薬屋町332番地　サンシティ御所西602号
債務者　田中のり子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江頭　節子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
京都市上京区寺町通今出川上る西入松之木町340番地　松ノ木ハイツ14号
債務者　田中　徳次
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江頭　節子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
愛知県津島市橘町１丁目79番地　ニュー津島ハイツＡ棟201号
債務者　人見　平和
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川岸　弘樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０５号
京都市北区西賀茂大道口町57番地の３
債務者　土明　秀年
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐渡　春樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
熊本県球磨郡湯前町2668番地
債務者　星原五十四
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第２５号
福井市太田町第14号15番地
債務者　内田みゆき
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前波　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
高知県幡多郡黒潮町上川口1252番地９
債務者　秋田　幸一
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮地　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２１号
富山市安養坊140番地１　カーサリベルテ208号
債務者　赤江　尚昭
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５０号
神奈川県藤沢市藤沢２丁目１番１―301号
債務者　松尾　京子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　正規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２号
大分市都町４丁目３番22号　都町ビル405
債務者　高野美由紀
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村多美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６７号
大分県宇佐市大字四日市3021番地の１　市営小峰住宅1106号、住民票上の住所大分県中津市丸山町71番地　セジュールソシア201号
債務者　安部　雄弥
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５０９号
福井市二の宮１丁目４番10号　グレイスフル二の宮201号室、旧住所福井県大野市高砂町３番10号
債務者　影路　善弘
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
福井市門前２丁目612番地　クオレモンゼン105号、旧住所福井県大野市泉町11番16号
債務者　影路　竜男
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
岐阜県高山市下三之町120番地　メゾンアビニョンＧ号、前住所岐阜県高山市若達町２丁目40番地
債務者　Ａ―ＴＥＣこと　土川　淳郎
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係